

清代澳門と廣東省に漂着した琉球漂流船の海難救助

著者	岑 玲
雑誌名	東アジア文化交渉研究 = Journal of East Asian cultural interaction studies
巻	6
ページ	531-540
発行年	2013-03-27
その他のタイトル	Salvage of Rykyu's Drifting Ships at Macau and Guangdong in the Qing Dynasty
URL	http://hdl.handle.net/10112/7635

清代澳門と廣東省に漂着した琉球漂流船の海難救助

岑 玲

Salvage of Rykyu's Drifting Ships at Macau and Guangdong in the Qing Dynasty

CEN Ling

Ryukyu Kingdom, a total of 36 islands located between the island of Taiwan and the Kyushu Island of Japan across the sea, face to the Zhejiang Province and Fujian Province of China.

In the Ming and Qing dynasties, with the beginning of the tributary trade activities between the Ryukyu country and the government of the Qing Dynasty was increasing stability, the ships between the Ryukyu country and the Qing Dynasty were also increasing to Drifting to the Qing Dynasty. The territory of the number of the Ryukyu's Drifting ships were also growing because of the particularity of the natural environment at sea and maritime technology limitations hurricane. There were two Ryukyu ships drifted into Macau and eleven drifted into Guangdong.

There are a large number of records with these drifting difficulties of ships and cargo on board that the archives of the Qing Dynasty in particular in the Qing Dynasty Ryukyu relations Selected.

This article will focus on that after these Ryukyu boats drifting to the Chinese Macau and Guangdong, the Qing government was how to start relief activities. Expect to that with using this understanding of the Ryukyu boats shipping status, we can be further understand the details of the relief system exchanges at Macau and Guangdong between the Ryukyu country and the Qing dynasty.

キーワード：清朝中国 澳門 廣東 琉球漂流船 海難

一 はじめに

琉球と沖縄には長い歴史があり、特に中国の明初から琉球との間に交流が始まった。琉球王朝は中国の皇帝に琉球国王の冊封を求め、17世紀初めに琉球が薩摩藩（現鹿児島県）島津による侵入を受けても中国の皇帝に冊封を求めた。1872年に明治日本政府により琉球国が沖縄県となるまで、この間五世紀にわたって中国と琉球との朝貢関係が続いたのである。

清王朝と琉球国との朝貢貿易は、琉球国から主要な朝貢品である硫黄を含む多くの物品が中国にもたらされ、中国からは返礼として中国産の絹織物や陶磁器などが与えられた。この朝貢貿易はもちろん、

琉球から朝貢品を積載し、返礼品を琉球へもたらしたのは、琉球の船であった。このように長く続いた中国と琉球の関係は、多くの研究によって明らかにされている。

これら琉球船の漂着に関する史料としては中国第一歴史檔案館が編集した『清代中琉関係檔案選編』¹⁾などに見られ、清朝の乾隆時代から光緒時代までの時期に琉球船の清朝中国へ漂着したものは多くを数える。特に乾隆時代について田名真之氏による「琉球船的漂流・漂着——以乾隆期的事件為例——」²⁾の成果がある。しかしながら田名氏は、琉球諸島から中国へ漂流した琉球船が積載していた荷物の種類や数量ならびに琉球船に積まれていた貨物の全般的な特性などについては明らかにされていない。ところが中国へ漂着した琉球船を調査した清朝の檔案史料から、琉球船の様々な航運形態が見えてくる³⁾。清朝中国へ漂着した琉球船の積荷の米穀と綿布と芭蕉布から琉球国内におけるそれらの流通事情が知られることは既に明らかにした⁴⁾。

清朝中国へ漂着した琉球漂流船は管見の清朝檔案からその総数は274隻になる。この内、ポルトガルの支配にあった澳門（マカオ）に2隻の琉球船が漂着している。その隣接する廣東省には11隻が漂着した。澳門は、清朝中国の支配が及ばない地であり、一方は清朝支配の廣東省であった。この両地における琉球漂流民の扱いすなわち琉球漂流船の救助等の問題はどのようであったかを明らかにするものである。

二 清代澳門と廣東省に漂着した琉球漂流船

琉球人の中国への漂着関係の記録は、中国第一歴史檔案館が所蔵する中琉関係の檔案や琉球国の『歴代宝案』の中に見られ、中国で救助された琉球の遭風難船の記録は極めて多い。清朝政府は琉球の飄風難民に対して極めて重要視していたことがよくわかる。

琉球国の民間の船は規模も小さく、海洋航行に際して大きな波などに遭遇すると多くの場合に海難に遭遇する危険性が極めて高かった。

その結果、中国沿海の福建、浙江、江蘇、台湾、山東、廣東、澳門等などの地域に漂着しているのである。中国沿海部に漂着した琉球難民は、中国当地の官吏等によって救済され、病人にも治療が施された。もし死亡したものがいた場合には埋葬費用や、破損した船の修復の費用も提供された。彼等が積載

1) 『清代中琉関係檔案選編』（中華書局、1993年4月）の他に『清代中琉関係檔案續編』（中華書局、1994年5月）、『清代中琉関係檔案三編』（中華書局、1996年1月）、『清代中琉関係檔案四編』（中華書局、2000年9月）、『清代中琉関係檔案五編』（中華書局、2002年6月）、『清代中琉関係檔案六編』（中華書局、2005年3月）などがある。

2) 田名真之「琉球船的漂流・漂着——以乾隆期的事件為例——」、『第八回琉中歴史関係国際学術会議論文集』、琉球中国歴史関係国際学術会議編、2001年3月、119-140頁。

3) 松浦章『清代中国琉球交渉史の研究』、関西大学出版社、2011年10月、24-25頁。

4) 岑玲「清代檔案に見る琉球漂流船の積荷——米穀を中心に——」、『南島史学』、南島史学会、第75・76合併号、2010年11月、55-72頁。

岑玲「清代檔案に見る琉球漂流船の積荷——綿布を中心に——」、『千里山文學論集』、関西大学大学院文学研究科、第84号、2010年9月、147-168頁。

岑玲「清代檔案に見る琉球漂流船の積荷——芭蕉布を中心に——」、『南島史学』、南島史学会、第77・78合併号、2011年12月、86-97頁。

した貨物も、漂着地の当地で買い取られるなどのことがあったことから、琉球民の中には漂着を口実にして貿易を企図したものも少なく無かったと考えられる。

清朝檔案によって清朝中国の澳門及び隣接する廣東省に漂着した琉球漂流船が琉球国内のどこから出帆し、どこまで積荷を輸送しようとしていたか、また同船の出帆地、目的地なども知ることができる。清朝中国の澳門・廣東省へ漂着した琉球漂流船13隻を抽出し、一覧表にしたものが次の表1である。

表1 清代澳門・廣東省へ漂着した琉球漂流船

番号	西歴	中国歴	出帆地	目的地	漂着地	航海目的	人数	積荷	帰国船
①	1760	乾隆25	那霸	太平山	澳門	納貢返棹	50名（麻支宮良等）	行李箱盒及零星日用雜物	別船 朝貢船
②	1760	乾隆25	屬島	中山	澳門	売米換糧	17名（大城等）	棉花105包	別船
③	1760	乾隆25	中山	太平山	廣東潮陽縣	運糧返棹	37名（番山陽西表等三十六名、水手高江冽一名）	皮箱木匣藥材紙扇線香紙張布疋茶葉紅糖	自己船
④	1768	乾隆33	中山	八重山	廣東徐聞縣	納糧返棹	22名（波座真等）		朝貢船
⑤	1770	乾隆35	中山	八重山	廣東電白縣	運貢米返	32名（益茂祖納日指等）		
⑥	1792	乾隆57	那霸	八重山	廣東潮陽縣	運貢布返棹	38名（宜譯次等）	鹽500包	自己船
⑦	1795	乾隆60	那霸	八重山	廣東香山縣	運糧返棹	14名（大吏波照等）	米石	別船
⑧	1822	道光2	那霸	八重山	廣東陽江縣	運年貢積米	6名（錢化龍等）		朝貢船
⑨	1838	道光18	那霸	國頭郡	廣東陽江縣	運材木	8名（舵工知念、水手新垣等）	燒酒10壇	
⑩	1854	咸豐4	那霸	八重山	廣東新寧縣	納糧返棹	56名（夏賢仲等）	食鹽400包 靛青50壇 茶葉30包	朝貢船
⑪	1854	咸豐4	八重山	那霸	廣東文昌縣	催糧	30名（船主慶留間、舵工古波藏、水手知念等二十八名）	糧米1200包 黃豆500包 茶油100壇 棉花5000斤	朝貢船
⑫	1878	光緒4	中山	八重山	廣東南海縣		53名（長松川等）		
⑬	1886	光緒12	与那原		廣東南海縣	捕魚	4名（首里等）		

出典：①『清代中琉關係檔案選編』中華書局、1993年4月、75-76頁。②同書、83-84頁。
 ③同書、84-85頁。④同書、118頁。⑤同書、134-135頁。⑥同書、246-247頁。
 ⑦同書、289頁。⑧同書、585-586頁。⑨同書、789-790頁。⑩同書、956-966頁。
 ⑪同書、956-966頁。⑫同書、1119-1120頁。⑬同書、1153頁。

上記のように琉球船の清朝中国へ漂着した事例を最も多く収録した『清代中琉關係檔案選編』によって清朝中国の澳門・廣東省へ漂着した琉球漂流船は表1の①～⑬の13例が知られる。その漂着船13隻を漂着地別に整理したものが表2である。その統計をもとにグラフ化したものが図1である。

その13例の琉球の漂着船を整理すると、清朝中国への漂着地は、廣東が11件で85%、澳門が2件で15%となる。その琉球の漂流船の事例から見ると、いずれの船も漂着後に福建省に送られ、船を修理して、原船或いは琉球国の朝貢船に搭乗もしくは伴われ帰国した。漂着船に積載していた荷物は清朝政府が購入してくれた。さらに清政府は中国滞在中の食品、衣料や銀または錢を支給してくれたのであった。

表2 琉球船の漂着地

漂着地	件数	%
廣東	11	85%
澳門	2	15%

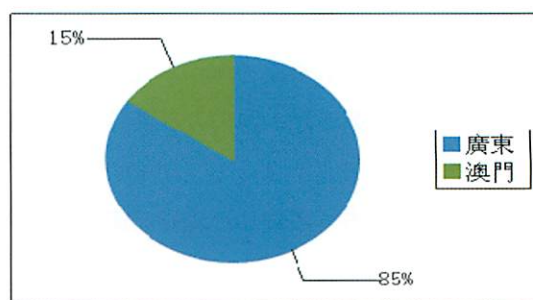


図1 清代澳門・廣東省へ漂着した琉球漂流船

三 清代澳門・廣東省に漂着した琉球漂流船の海難救助

1 澳門に漂着した琉球漂流船の海難救助

朝鮮やベトナムの難民達がどのような救済がされたかについて、既に明らかにされている⁵⁾が、琉球の難民達の澳門における救済の場合について検討したい。そこで琉球船の澳門に漂着したことが明らか事例を次に掲げたい。

① 乾隆二十五（1760）年六月二十四日付の福州將軍杜圖肯奏琉球國飄風難民照例撫卹摺

乾隆二十五年五月二十日據護理福州府海防同知閩縣知縣祁煊呈報，五月十六日准福清縣護送廣東香山縣遞來琉球國遭風難番麻支宮良等四十六名并行李衣箱銀兩等物到閩。當即飭交該國存留通事收領安插館驛，優加撫卹等情。又據委管南臺稅務遊擊仁景稟報，查該難番麻支宮良等所帶行李箱內俱係隨身衣物及賣船銀三百五十兩，並無應行免稅貨物等情。六月二十三日又據護理福州府海防同知侯官縣知縣徐德峻詳報，訊據琉球國存留通事毛允恭開報，該難番麻支宮良等俱係琉球國太平山人，于乾隆二十四年五月二十一日由太平山裝米前赴中山王府貢納明白。本年十二月初八日返棹，隨帶行李箱盒及零星日用雜物在中山那霸港口開船。不料至十二月二十三日在洋陡遭颶風，船不能進，只得將貨物拋棄。至二十五日船桅吹折隨浪飄流。于乾隆二十五年正月十三日飄到廣東香山縣澳門洋面，幸遇澳甲看見來救，將船牽進內港停泊。蒙香山縣賞給口糧，奈原船損壞難以修葺，情願就地變賣，當經香山縣飭令埠保公同變售番銀三百五十兩兌收明白。于本年三月二十七日在香山縣起程，逐程護送前進閩省。該難番原係五十名，現存四十六名，于五月十六日到閩。蒙恩安置館驛，格外撫卹，將來只可附搭便船歸國。但人數眾多，現在籌畫分船勻配，情願撥出四名附搭全任之照屋等新造船內，又撥二十九名附搭山陽西表等船內，又撥一十三名附搭接貢船內分配回國等情，并造具各難番花名年歲行李物件并賣船銀兩及分搭各船緣由清冊呈繳前來⁶⁾。

乾隆二十五（1760）年正月十三日に難風に遭い、澳門に1隻の琉球船が漂着した。この船は麻支宮良等50人が乗り組んでいた。彼等の出身は琉球国の太平山で、乾隆二十四（1759）年五月二十一日に琉球

5) 湯熙勇「清代前期中国における朝鮮国の海難船と漂流民救済について」、『南島史学』第59号、2002年8月、18-43頁。

湯熙勇「清代中国におけるベトナム海難船の救助方法について」、『南島史学』第60号、2002年11月、38-56頁。

6) 『清代中琉関係檔案選編』中華書局、1993年4月、75-76頁。

国の太平山から那覇へ米を上納しようとしていた。十二月初八日に那覇から帰帆する途中で難風に遭い漂流したのであった。

この琉球船は、乾隆二十五（1760）年正月十三日に澳門へ漂着した。船と乗員とともに廣東省の香山県に送られている。澳門は香山県南部に隣接している。香山県は現在の廣東省珠海市であり、このように澳門と香山県は距離的にも近い位置にあった。このため中国の朝貢国の琉球人の漂流民と解り、直ちに香山県に送られたものと思われる。

廣東香山県では廣東省の官吏から食料を与えられ、船は修復不可能であったので売却して銀両を支給される。三月二十七日に廣東香山県から福建省福州にある琉球館に送られている。人数が多いので、福州に來航していた接貢船と別の琉球民間船に乗り帰国している。

この澳門に漂着した琉球民は、澳門から直ちに香山県に送られ、福州を経由して本国に送還されたのである。

② 乾隆二十六（1761）年六月初四日付の福州將軍杜圖肯奏琉球國飄風難民照例撫卹摺

乾隆二十六年三月十五日據汀州府永定縣署知縣張所受呈報、二月二十二日准廣東潮州府大埔縣差兵役護送琉球國遭風難番大城等一十七名併行李衣箱等物、由陸路逐程護送到閩等由。三月三十日又據兼攝海防同知福州府知府李拔詳報、該難番于三月十五日到閩省、現在安插館驛、優加撫卹、併訊據琉球國存留通事毛允恭開報、難番大城等俱係琉球國中山人、于乾隆二十五年七月內裝米駕小船往屬島貨賣、兌換棉花。于九月內開船要回中山。因風不順、莫能駛回。至十月初三日陡遭颶風、隨將棉花拋棄八十包、任風飄蕩直至十月十二日飄泊廣東香山縣澳門地方。原小船朽爛不堪、情愿就地變價、又將濕水棉花二十五包一併賣銀、于本年正月內在粵起程、沿途護送來閩、俟本國前次遭風難番黑嶋首里太屋子等船隻脩葺完竣附搭回國等情、併造具各難番花名年歲行李物件清冊呈繳前來⁷⁾。

乾隆二十五（1760）年七月に大城等17人が乗船した船は中山から琉球の屬島へ貿易に赴き、綿花を交換し、九月に琉球の屬島から中山（那覇）まで綿花を運ぼうとして帰帆する途中であった。十月初三日に難風に遭い、綿花を80包を海に拋棄し漂流したのであった。十月十二日に澳門へ漂着した。船が修復不可能で綿花25包と一緒に売却して、銀両を支給される。乾隆二十六（1761）年正月に廣東省から福建省福州にある琉球館に送られる。別の琉球漂流船の修復された船に同船して帰国している。琉球船乗員の出身は琉球国の中山であった。

この場合も、先の事例のように中国の朝貢国の琉球人の漂流民と解り、直ちに香山県に送られたものと思われる。

以上の2例からも明らかなように、琉球船の澳門への漂着事例を検討するといずれの場合も中国の朝貢国の琉球難民として直ちに香山県に送られ、廣東省官吏の差配を受けて福州に送られ本国に帰国している。澳門で特別な接遇を受けたことは記録されていない。

そこで廣東省に漂着した場合を検討してみたい。

7) 『清代中琉關係檔案選編』中華書局、1993年4月、83-84頁。

2 廣東省に漂着した琉球漂流船の海難救助

1) 漂着地から陸路・水路で福州の琉球館まで移送

廣東省沿海で海難に遭遇した琉球漂流船の事例として表1の番号④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬の船がある。いずれの場合も清朝側の地方官員は直ぐ漂着地に赴き、現地の人たちを指揮し、救援を行った。琉球漂流民が救助された後に、乗組員の名前、出身、構成、海難の経緯及び積荷の種類と数量を記録し、兵器と船の鑑札の有無を確認した。朝貢国に関する事件のため、地方官員は非常に重視し、これらの漂着事件の発生経緯を直ちに皇帝に報告し、処理の指示をあおいだ。船と積荷の状況と漂流民の願いに基づき、そのまま船に乗って福州の琉球館へ移動するか、船と積荷を売って陸路で移動するかを決められた。いずれの移動方法とも必ず琉球館を経由して帰国させた。

2) 福州の琉球館で琉球漂流民の救済

琉球民間船の船体は一般的に小さく、大洋に航海する時に、強い波浪に遭遇すると、船は破壊されることが多い。海流に従って何日も漂流して、清朝中国の沿海部の山東省、江蘇省、浙江省、福建省、廣東省、澳門、台湾等に漂着した。清朝政府から琉球漂流民に対する救済には、一般的には衣食住の衣料や食料そして仮住まいとしての住居が支給されている。

廣東省への漂流者はどのように取り扱われたのであろうか。

(1) 漂流民の食料等についての給付

中国に漂着した琉球民は、人命を救助されただけでなく、中国滞在中の帰国までの間、毎日一人につき紋銀一〇〇～一五〇文ほどが支給される。廣東省沿海部に漂着した表1の番号⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑬の琉球漂流民に対し、毎日一人につき米一升と鹽菜銀が六厘支給され、さらに衣料費として蘭布四匹、綿花四斤また茶葉や麥や煙草が、それぞれ一斤与えられた。また滞在中には豚二匹、羊二匹、酒が大樽二個などの救済を受けていた。さらに帰国の時にも一人につき一ヶ月の食米が与えられた⁸⁾。

その他に鉄鍋を支給された例が『歴代宝案』第二集、卷十八に見える。

查得琉球國屬島太平山番民石垣等四十八…到臺灣大鼻須地方、六月初日到淡水營居住、…將石垣等四十七人管解到省（福州）、發驛安插插、給與口糧・銀米、飭備鐵鍋、應用照例撫恤在案。…雍正十年六月十四日⁹⁾

とあり、雍正十（1732）年正月に台湾に漂着した石垣等は淡水で安置され、その後に福州に送られていた。彼等も中国側から毎日食料や米さらには料理用の鉄鍋を支給されていた。

また食料が給付された例が具体的に『歴代宝案』第二集、卷二十三に見える。

每人日給米壹升、鹽菜銀六厘、計日給領以資日食、應於十一月二十五日、吊進內港、日起支、應聽彝親自赴領。再賞給布帛、棉花、豬、羊、酒、麵、茶、煙等物。亦照大屋子等四十五名口、每人議給扣藍布四疋、棉花四斤、茶葉一斤、麵・烟各一斤、豬二口、羊二隻、酒兩大埕、于存公銀內支銷。

8) 謝必震『明清中琉航海貿易』、海洋出版社、2004年3月、第一章参照。

9) 『歴代宝案』校訂本第四冊、沖縄県教育委員会、1993年3月、161頁。

…乾隆四年正月二十五日¹⁰⁾

とある。この場合の琉球漂流民は中国側から布帛、綿花、豚、羊、酒、麵、茶、煙などを支給されていた。

同様な例も『歴代宝案』第二集、卷二十三に見える。

於安插日為始、每人日給米一升、鹽菜銀六厘。回國日仍給行糧一個月、并另賞給豬、羊、酒、面、布、棉、茶、煙等項。…惟豬、羊、酒三項、查此次難番為數甚少、酌請每名給豬肉四斤、羊肉四斤、酒四斤。以示優恤。…乾隆十五年四月¹¹⁾

とあり、琉球漂流民は先の例と同様に猪、羊、酒、面、布、綿、茶、煙などの給与を受けていた。

乾隆三十五（1770）年七月に浙江省の太平県に漂着した琉球難民の場合は、浙江省太平県における救済の優遇ぶりが知られ興味深いため、次に『歴代宝案』第二集、卷五十五に見える記事を掲げてみたい。

給賞日食柴米鹽菜、修整船舵蓬索。又蒙給賞道（俞崇道）等五人棉被五床、細棉襖五件、鞋襪五雙。仲宗根等一十四人給賞棉被一十四床、布棉襖一十四件外、又蒙給賞道等一十九人每人路費銀二兩、另給行糧米六擔、雞鴨魚肉等物、差官同通事護送來閩。…乾隆三十五年七月初六日¹²⁾

とあり、八重山から出帆した船が海難に遭遇して浙江省太平県に漂着し、その漂流民は、中国の地方官吏から、毎日柴や米や鹽菜即ち漬け物の支給を受け、さらに破損して船舶の船体や帆の修復もされた。また漂流民の頭目秀才の俞崇道等五人には布団五人分、冬用の綿入れとしての「細棉襖」五着、履き用に「鞋襪」五足などを受けていた。船主仲宗根等十四人の船員らも布団一四人分、衣類一四着の他に、全員十九人分の路銀として各人に銀二兩が贈られ、そしてまた全員の食料として「糧米六擔、雞・鴨・魚・肉等物」が与えられ福州に護送されたのである。

以上のことから、漂着地に關係なく清朝中国は琉球難民に衣食住の供与をおこなったのであった。

(2) 漂流民の埋葬について

琉球の漂流船が清朝中国の沿海部に漂着した際に、その地方官員は直ちに医者を手配し病気を患った漂流民に対しては、救護と治療を施した。亡くなった漂流民には棺柩を支給し、埋葬して墓碑を建てた。

埋葬に関する関連する檔案史料として道光三（1823）年十月初六日付の福建巡撫孫爾準奏撫卹琉球國遭風難民摺がある。

…飭據福州府海防同知王其福譯訊得、金廣緒係琉球國四品巡見官、奉本國王之命差往各島巡視勸諭夷民。隨帶字識筆者即隨員八品官金克績等八名、兵丁即跟伴新里等四名、共十三員名均係琉球國首里府人、船頭鄭照喜等、佐事惠小那等共三十七名均係琉球國那霸府人、坐駕海船一隻、杉板腳船二隻、並無軍器、牌照、於道光三年六月二十五日在那霸港開船、至七月初八日風浪大作將船打壞、該難夷等分坐杉板腳船隨風漂流。至十一日漂收江蘇崇明縣海灘登岸…內相英澤一名行至侯官縣轄地方患病身故、經該縣驗明、捐備棺衾就地掩埋標記。其餘夷官人等計共四十九名於九月十七日到省安頓館驛、照例撫卹等情詳請具奏前來。…照例以道光三年九月十七安插之日起給發口糧、鹽菜、回國之

10) 『歴代宝案』校訂本第四冊、沖縄県教育委員會、1993年3月、324頁。

11) 『歴代宝案』校訂本第五冊、沖縄県教育委員會、1996年3月、23-24頁。

12) 『歴代宝案』第六冊、国立臺灣大学、1972年6月、3282頁。

日另給行糧一個月，事竣造冊報銷¹³⁾。

金廣緒たち50人が乗り組んだ船は、道光三（1823）年六月二十五日に那霸から出発して琉球国の各島を巡視していた。七月初八日に難風に遭遇し、七月十一日に江蘇の崇明県へ漂着した。うち相英澤と言う人物は途中で病気で亡くなったため、地方官員は棺を支給し、その場で埋葬して墓碑を建てた。

また廣東省沿海部に漂着した表1の番号⑫の場合亡くなった琉球漂流民に対し、廣東省の地方官吏は移送の途中に当地で埋葬した。

(3) 漂着船の処分について

琉球船が清朝中国の域内に漂着した時に、船体に多少損傷があった時の対応について触れたい。修復可能な琉球船には政府の経費で材料を調達して修理した。修復不可能な船は漂流民の願いにより、その場で売却された。乗組員は救助されて上陸した後に、当地官員から支給された住宅に泊まった。後に福建省へ護送され、福州の閩安駅にある柔遠駅で安置された。

廣東省に漂着した琉球漂流船の事例として表1の番号④、⑧の場合には修復できない損傷であったため、船は当地で売却された。

(4) 路費について

上陸後に琉球漂流民は当地政府から食料、衣料や銀を給付された。漂着地から福州までの路費は当地政府から支給されたが、福州の琉球館から琉球へ帰国用の路費は清朝政府から支給された。

『歴代宝案』第二集、卷十五にその事例が見える。

琉球國番民渡久地等拾名、被風飄至福建閩安怡山院地方、發驛安插、援照雍正二年琉球番民西馬不孤等之例、按日給賞口糧銀米、俟今冬接貢船隻來閩摘回之日、附搭遣歸、仍各給行糧壹個月等因。
…雍正四年五月二十八日¹⁴⁾

とあり、雍正三（1725）年に中国の福建省に漂着した琉球民渡久地等10名は閩安県の怡山院に送られ、雍正二（1724）年の漂流民の例によって彼等は帰国まで中国側から毎日食料の費用としての銀と米が支給された。

また廣東省沿海部に漂着した表1の番号⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬の琉球漂流民に対し、福州の地方官吏は帰国途中の食料として「行糧」という一ヶ月分を支給した。

3) 琉球漂流民の帰国方法

帰国する漂流難民は、原船が修理可能なものについては原船で帰国し、それができない場合は進貢船や接貢船に乗り帰国した。

(1) 原船で帰国する

乾隆三十六（1771）年正月二十日付の福建巡撫鐘音奏琉球國遭風難民照例抚卹摺

琉球遭風難番俞崇道等一十九名飄至浙江，於乾隆三十五年十月二十日駕船護送到閩…俞崇道等係琉球那霸府難番，乾隆三十五年四月二十日由那霸府駕船一隻至八重山買米。六月二十六日出港，二

13) 『清代中琉關係檔案選編』中華書局、1993年4月、591-592頁。

14) 『歴代宝案』校訂本第四冊、沖縄県教育委員会、1993年3月、7頁。

十八日在洋遭風打斷大桅，七月初六日飄至浙江太平縣，蒙地方官修整原船，賞給衣糧并路費銀兩，於十月二十日護送到閩，船內帶有包米、鋼條等物，另單開送。查驗懇求存帶食米回棹，願將餘米、鋼條等物就地變賣等情。當即驗明人口貨物數目相符，其番船由閩放洋，應令酌帶食米，餘聽自行變價。所坐原船業經浙省修整完固，給有衣被、鞋襪、路費，閩省毋庸另行賞賚。今應照例以到閩之日為始，每名日給口糧米一升，鹽菜銀六厘，起程之日按名另給一月行糧，並於留館接貢水梢內選撥熟識海道二人幫駕回棹，以示優恤¹⁵⁾。

俞崇道たち9人が乗り組んだ船は、乾隆三十五（1770）年四月二十日に那覇から出発して八重山へ米穀を買いに行った。六月二十六日に八重山から出発して、那覇へ帰る途中の六月二十八日に難風に遭遇し、七月初六日に浙江省の太平県に漂着した。彼らの船は損傷が軽微だったので、地方政府が経費を出して、船材を調達して修理を行った。琉球への帰国には俞崇道たちは修復された自分の船で帰った。

また廣東省沿海部に漂着した表1の番号③、⑥の琉球漂流民は自己船が修復できたので、自己船に乗り帰国した。

(2) 別船で帰国する

乾隆二十六（1761）年九月二十二日付の浙閩總督楊廷璋奏琉球國飄風難民照例撫卹摺

據攝理福州府海防同知李拔譯，據難番仲家根等供稱俱係琉球國那覇人，奉國王命往太平山，即宮古島地方裝運米石。隨駕小舟一隻，承領番照，原配舵水十二人，因臨行時內有番梢三人患病未至，實在同船九人，於乾隆二十六年七月十二日由那覇港開船，十二日洋中陡遭風浪，船幾翻覆，隨風飄蕩，於七月十七日飄至霞浦縣梅花港，經營縣救護，令蒙護送來省，安插館驛，但原船甚屬窄小，不堪駕駛，情愿就省變賣，俟該國貢船到閩或另有便船附搭回國等情¹⁶⁾。

仲家根たち9人が乗り組んだ船は、乾隆二十六（1761）年七月十二日に那覇から出発して太平山へ米穀を運んだ。当日に難風に遭遇し、七月十七日に福建省の霞浦県に漂着した。修復できない損傷であったため、船はその場で売却された。琉球への帰国には仲家根たちは琉球の朝貢船に乗って帰った。

また廣東省沿海部に漂着した表1の番号④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑪、⑫の琉球漂流民は自己船が海上で失ったので、別船に乗り帰国した。

以上のように中琉関係の清朝檔案と琉球側の『歴代宝案』より見た琉球の漂流民に関する中国側の漂着後の対応について見れば、清朝政府は琉球漂流民を救済することに熱心であったと言える。

四 おわりに

上記のように清朝中国の支配ではなかった澳門と清朝の廣東省に漂着した琉球漂流船の海難救助に焦点化して検討してきた。澳門に漂着した琉球難民は直ちに澳門に隣接する香山県に送られ、さらに廣州府を経由し、琉球国への窓口である福州でしばらく安堵されて帰国したことがわかる。琉球国が清朝中国の朝貢国であることは澳門では周知されていたための処置と考えられ、もちろん澳門が廣東省廣州府

15) 『清代中琉関係檔案選編』中華書局、1993年4月、130頁。

16) 『清代中琉関係檔案選編』中華書局、1993年4月、86-87頁。

香山县に隣接していた地理的環境とも深い関係があるであろう。

清朝中国は琉球国を優秀な朝貢国と見なし、特に海難で中国へ漂着した琉球民を手厚く救済した。これは中華の皇帝が四夷の国々に対する柔遠に基づくものであったが、琉球国もその一つの国として処遇されていたのであった。琉球国は海洋国であったため船舶の交通は重要であった。このため海難事故は決して少なくなかった。これら中国への漂着した琉球漂流民は、いずれも漂着後に福建省福州に送られ、中国側の援助によって船を修理し、「原船」すなわち自己船で、或いは別船か琉球国の朝貢船に搭乗して帰国した。漂着船に積載していた荷物は清朝中国の漂着地か福州で清朝側に購入された。さらに清政府は琉球難民に中国滞在中の食品、衣料や銀または錢を支給してくれたのであった。